

中小企業経営改善計画策定支援研修〔理論研修〕について（募集要項） （2024年度 関西校開催）

1. 研修のねらい

本研修は、経営革新等支援機関として中小企業・小規模事業者の多様化・複雑化する経営課題に対し、経営改善計画等の事業計画策定支援を通じて、専門性の高い支援を行い、事業計画策定の支援方法や中小企業の管理会計に係る基本知識に加え、支援者として求められる財務・税務・金融等の専門的知識を付与することを目的としています。

2. 研修の特徴

- ① 中小企業・小規模事業者の経営改善計画等の事業計画策定支援の前提となる管理会計の基本知識と財務・税務及び金融等の専門知識を付与し、実効性を確保するカリキュラムです。
- ② 中小企業・小規模事業者の多様化・複雑化する経営課題に対応するための支援全般で必要とされる創業・事業承継・海外展開・事業再生等の専門知識も総合的に習得できます。
- ③ 企業経営の定性的かつ定量的な実態把握、経営課題抽出、それらを踏まえた経営改善による売上向上の実行に向けた支援策の策定等について、座学による講義形式の学習だけでなく、受講者一人一人の理解度を更に多面的に深めるために受講者と講師との双方向性を醸成することにも重点置いた「受講者参加型の業種・業態のケース教材による演習形式」を取り入れております。
- ④ 4日間×3コース+5日間×1コース（1コースは30時間）の17日間・120時間で構成されています。

3. 受講対象者

社会保険労務士、行政書士、司法書士、経営士等の士業、NPO法人及び民間コンサルタント、商工会、商工会議所、中小企業団体中央会、その他中小企業の中小企業等経営強化法に基づく経営改善計画の策定支援を実施する者。認定支援機関を既に取得済みで中小企業支援全般の能力向上を目指す役職員も受講できます。

※1 認定取得を目的とする方は、国の認定制度に基づく計画（経営革新計画、異分野連携計画、農商工連携計画、地域資源計画等）の策定支援へ関与度合いに応じて研修受講が免除される場合があります。申込者ご本人の実務経験に応じてお申し込みください。

なお、実務経験の判断は中小機構及び中小企業大学校では行いません。研修の受講申込みにあたり、実務経験内容（受講資格）の適否についてご不明な点がある場合は、予め認定申請書の提出先である経済産業局にご確認ください。

※2 理論研修の受講等が必須要件でない士業の方でも、「法人」として認定を受ける場合には、理論研修の受講等も必要になる場合がありますので、予め、認定申請書の提出先である経済産業局にご確認ください。

※3 中小企業大学校（中小機構）にて「理論研修」及び「実践研修」を受講し、試験合格を経て認定経営革新等支援機関になられた方が更新手続きをされる際は、それぞれの試験のみを受験し、合格することにより、更新手続きが可能で（これまでに、「理論研修」及び「実践研修」の受講を終了している場合は、再度、研修を受講することなく、「専門的知識判定試験」及び「実践力判定試験」を受験することが可能です）。なお、更新手続きに際して、「専門的

知識判定試験」と「実践力判定試験」または「両方の試験」のいずれの受験・合格が必要かについては、こちらではわかりかねます。ご不明な点は所管の経済産業局にお問合わせください。

受講条件

- ・ 企業会計、財務に関する知識を有すること。
- ・ 経営戦略、経営計画の基礎知識を有すること。
- ・ 所得税、法人税、消費税、租税特別措置法など税制の基礎知識を有すること。
- ・ 商業簿記 3 級以上、又はそれと同等以上の知識を有すること。
- ・ マイクロソフト社の Excel、Word の操作に支障がないこと。

※研修では演習時にパソコンを使用するためノートパソコンをご持参ください。

【パソコンをご持参いただく際の注意事項】

- ・ 使用する OS は「Windows」、使用するソフトは主に「Excel」「Word」「PowerPoint」です。配布するデータによっては、Mac、Surface 等タブレットではデータが正常に動作しない場合があります。
- ・ 研修中に USB メモリにてデータの受け渡しを行います。USB (type-A) コネクタ（差込口）がない場合は、変換アダプタをご持参ください。
- ・ HDMI ケーブルでパソコンとプロジェクターを接続する場合がございます。HDMI 出力端子（差込口）がない場合は、変換アダプタをご持参ください。
- ・ セキュリティソフトを導入し、最新のアップデートをしてください。

※上記パソコンのご用意が難しい場合は、貸し出しもございますので、事前にご相談ください。（お問合せ先：8 頁参照）

受講方法および専門的知識判定試験の受験資格

以下の国の認定制度に基づく計画の策定支援の関与度合いに応じて、受講するコースが一部免除されますので、実務経験に応じてお申込みください。なお、実務経験の判断は、中小機構及び中小企業大学校では行いません。受験コースの判断に迷う場合は、認定申請書の提出先である経済産業局に必ずご確認下さい。

- ① 経営革新計画、経営力向上計画、地域資源活用事業計画、異分野連携新事業分野開拓計画、農商工等連携事業計画等の関与が無い方については、以下 4. の研修 [1]～[4] の 4 コースの全てを受講し、研修を修了することにより、専門的知識判定試験の受験が可能です。
- ② 経営革新計画、経営力向上計画、地域資源活用事業計画、異分野連携新事業分野開拓計画、農商工等連携事業計画等の関与が 1 回または 2 回関与している方は、以下 4. の研修 [3] 及び研修 [4] の 2 コースのみを受講し、研修を修了することにより、専門的知識判定試験の受験が可能です。（[1] 及び [2] の研修は受講免除となります）

※なお、所定出席日数の 90% 以上出席できない場合は、当研修の修了要件を満たさないため研修修了とならず、認定申請に必要となる専門的知識判定試験も受験できませんので、ご注意ください。

※研修は [1]～[4]（17 日間）のコース、免除規定を適用した [3]～[4]（9 日間）のコースのみしかございません。また、研修受講後、選択したコースが誤っていたことが発覚した場合、コースの変更、研修受講料の返還等は行うことはできませんのでご留意下さい。

4. 研修の構成・期間

1 コース 30 時間×4 回 = 17 日間・120 時間

コース	日程	研修概要
中小企業経営改善計画策定支援研修 [1] (4 日間)	2024 年 7 月 2 日 (火) ~ 7 月 5 日 (金)	管理会計の基本的知識と経営への活用
中小企業経営改善計画策定支援研修 [2] (4 日間)	2024 年 8 月 6 日 (火) ~ 8 月 9 日 (金)	税務、金融及び企業の財務に関する実践的な知識
中小企業経営改善計画策定支援研修 [3] (4 日間)	2024 年 9 月 10 日 (火) ~ 9 月 13 日 (金)	経営改善計画の策定方法
中小企業経営改善計画策定支援研修 [4] (5 日間)	2024 年 10 月 21 日 (月) ~ 10 月 25 日 (金) (※)	経営改善計画の実行支援の手法

※10 月 25 日 (金) の全講義終了後に専門的知識判定試験を実施いたします。

5. 専門的知識判定試験の実施

中小企業等経営強化法に基づく経営革新等支援機関の認定及び更新を受けようとする理論研修修了者に対して試験を実施し、合否を判定します。

試験概要

- ① 学習した知識（会計、税務、経営戦略）の修得度確認と、経営計画策定に係る手法・技法の最適な活用方法の習得度の確認を目的とした、記述（空欄補充・計算問題）または選択式の試験。
- ② 後日、合否の判定結果を郵送いたします。不合格の場合は、中小企業大学校が実施する試験を再度受験することができます。（ただし、再度、本研修を受講する必要はありません。）

6. 研修会場・試験会場

中小企業大学校関西校（中小機構近畿本部 内）

〒541-0052 大阪府大阪市中央区安土町 2-3-13

大阪国際ビルディング 17 階

（最終ページの交通案内図をご参照ください。宿泊施設はございません。）

7. 募集定員 30 名

※メールによる申込先着順で受入れ、定員を超えた場合はキャンセル待ちにて受付し、キャンセルが出た際繰り上げのご連絡を致します。キャンセルが出ない場合は受講できません。また、**受講申込書が受付期間前に到着した場合は、無効となりますのでご注意ください。**キャンセル待ちとしてお待ちいただく方が多数となった場合、申込受付期間内であっても締め切ることがございます。

※「認定経営革新等支援機関」としてすでに認定されている方も、更新や研鑽等を目的としてご受講いただけます。ただし、受講申込者が多数の場合は、専門的知識判定試験を受験される方を優先し、同一の法人、機関からの複数名のお申込みを 1 名に調整させていただく場合がございますので予めご了承ください。

※**中小企業大学校（中小機構）の研修を受講・試験合格を得て、認定経営革新等支援機関になられた方が更新の手続きをする場合、研修受講は必須ではありません。**申込者多数の場合は受講をお断りさせていただくこともございます。

8. 受講料

- ① 研修[1]～[4]の4コースすべてを受講する方 101,000円(税込)
- ② 研修[3]、[4]のみ受講する方 51,000円(税込)

9. 受験料

専門的知識判定試験を受験希望する方は、8.の受講料のほかに、受験料5,000円(税込)が必要です。

※研修の未修了により専門的知識判定試験の受験資格を有さなくなった場合を含め、理由如何を問わず、返還することはできません。

10. 受講申込みから受験までのスケジュール

- (1) 申込受付期間：2024年4月23日(火)9:00～5月10日(金)17:00必着



- (2) 受講決定通知書兼請求書の送付：開講日の約1か月前から順次郵送します。



- (3) 受講料・受験料の納付期限：開講日の2週間前



- (4) 開講日：

- ① 研修[1]～[4]の4コースすべてを受講する方：2024年7月2日(火)
- ② 研修[3]、[4]の2コースを受講する方：2024年9月10日(火)



- (5) 試験日：2024年10月25日(金)17:30～19:00(予定)

※受験票は、研修を修了された方に当日お渡しいたします。

11. 申込方法

- (1) 受講申込書の受付

ホームページ掲載の様式「受講申込書」にご記入(入力)の上、必ず顔写真を申込書貼付欄に貼付(プリント)し、上記の申込受付期間内にメールに添付して送信してください。

受講申込書のメール送信先

中小企業大学校関西校 研修課 理論研修担当宛

Email：kenshu-kansaiko@smrj.go.jp (@も含め全て半角)

※受講申込書はホームページに掲載されている書式(WordまたはPDF形式)をご使用ください。

※申込方法はメールのみとさせていただきます。郵送、FAX、持参による申込は受け付けておりません。なお、ご提出いただいた書類は、原則、返却致しませんので予めご了承ください。

※受信したメールについて、受入状況を返信させていただきます。自動返信ではござい

ませんので、返信に時間を要しますことご了承ください。

(2) 受講料及び受験料のお振込み

納付期限：開講日の2週間前

- ① 研修[1]～[4]のすべてを受講する方（受講料101,000円）及び専門的知識判定試験を受験する方（受験料5,000円）は、合計106,000円をお振込みください。
- ② 研修[3]、[4]のみ受講する方（受講料51,000円）及び専門的知識判定試験を受験する方（受験料5,000円）は、合計56,000円をお振込みください。

振込の際の注意

- ・専用の振込用紙はありません。各銀行に備付けの用紙またはATM等をご利用ください。
- ・受講料等の振込名義は、個人受講については本人名を、それ以外の機関派遣については必ず認定を受ける機関名を記入して下さい。
- ・必ず電信振込指定をお願いします。（文書振込みはお使いいただけません。）
- ・振込票（控え）を持って領収書に代えさせていただきます。
- ・振込票（控え）・利用明細書等の振込金額・振込日時・振込先が記載されたものは後日確認させていただく場合がございますので、大切に保管してください。
- ・期限日までにお振込み頂けなかった場合、受講できない場合がございますのでご了承ください。

12. 個人情報の取り扱い

本研修の応募のためにご提出をいただいた個人情報については、本研修の実施と運営に関する範囲で取り扱います。なお、より効果的に研修を行うため、講師に個人情報をお知らせする場合があります。

また、本試験の応募のためにご提出をいただいた個人情報については、試験の実施と運営ならびに認定支援機関を申請した際の確認等に関する範囲で取り扱います。

13. 中小企業経営改善計画策定支援研修（理論研修）に関するQ & A

<受講条件について>

Q1：受講条件に挙げられていることは必須ですか？

A1：本研修は、中小企業の経営改善計画策定支援のための専門的知識を得ていただくことを目的としておりますので、そのために必要な基本的な知識（財務、会計、経営計画の知識と経営改善計画書を策定するために必要なパソコンスキル）は最低限持ち合わせていることは必須条件となります。

Q2：専門的知識判定試験を受験しないのですが、研修は受講してよいのでしょうか？

A2：本研修は中小企業等経営強化法の経営革新等支援機関の認定を受けようとする方を対象としておりますので、応募多数の場合は、専門的知識判定試験の受験を希望する方を優先させていただきます。

Q3：研修[1]、研修[2]の受講が免除されるのはどういう条件ですか？

A3：「経営革新計画」「経営力向上計画」「地域資源活用事業計画」「異分野連携新事業分野開拓計画」「農商工等連携事業計画」「中小企業承継事業再生計画」「中小企業

活性化協議会（旧：中小企業再生支援協議会）の関与する再生計画」等、国の認定制度に基づく計画の策定支援に、主たる支援者として1回または2回関与した場合は、研修[1]、研修[2]の受講が免除される場合があります。ただし、「経営力向上計画」については、最大1件までしか実績として認めません。

※中小企業活性化協議会の関与する再生計画策定支援（第二次対応）において、個別支援チームの専門家として参画した再生計画が実績の対象となります。なお「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」は、令和元年度補正予算事業以降の支援実績については、新規申請の実績の対象となります。

なお、受講コースの判断に迷う場合は、認定申請書の提出先である各経済産業局に必ずご確認下さい。

Q 4：認定経営革新等支援機関の更新時期が来たのですが、再度、研修受講は必要ですか？

A 4：中小企業大学校（中小機構）にて「理論研修」及び「実践研修」を受講し、試験合格を経て認定経営革新等支援機関になられた方が更新手続きをされる際は、それぞれの試験のみを受験し、合格することにより、更新手続きが可能で（これまでに、「理論研修」及び「実践研修」の受講を終了している場合は、再度、研修を受講することなく、「専門的知識判定試験」及び「実践力判定試験」を受験することが可能です）。なお、更新に際して、「専門的知識判定試験」と「実践力判定試験」または「両方の試験」のいずれの受験・合格が必要かについては、こちらではわかりかねます。ご不明な点は所管の経済産業局にお問合わせください。 ※中小企業大学校（中小機構）の研修を受講していない場合は、試験だけを受験することはできません。

<申込書類について>

Q 5：受講申込者の記入方法や振り込みの際の注意点はありますか？

A 5：受講のお申込みは、認定を受けようとする機関（法人）名でお申込み下さい。また、お振込みも同じ機関（法人）名でお振り込み下さい。キャンセルなどにより当校より返金の手続きをする場合、そのお振込先名あてにお振り込みいたします。機関（法人）でお振り込みを受けて個人に返金、あるいはその逆など、申込名称以外のところへ振込みすることは、トラブルの原因となりますので、同一名称で手続きさせていただきます。

Q 6：写真は、自分のデジカメで撮影したものでもいいですか？また、申込書に直接印刷してもいいですか？

A 6：本人確認のために使用しますので、顔がはっきりと確認できるもので、画像処理していないものであれば構いません。また、写真は直接申込書にプリントしても構いません。（写真が不鮮明な場合は、再送付をお願いすることがございます。）

Q 7：募集期間前に受講申込書のメールを送信した場合はどうなりますか？また、先着順の順番はどのように決めているのですか？

A 7：募集期間（●月×日▲時）の開始前に受信したメールは、募集開始日の昼12時で受付いたします。また、当校では、指定されたメールアドレスにて受付開始時間以降に受信した順序で順番を決定しております。当研修は非常に人気が高く、募集開始と同時に満席となる状況があり、キャンセル待ちの方も多数おいでになりますが、次回以降の募集において優先的な取り扱いは致しておりません。また、当校で決定した順番

等についてのお問い合わせには一切お答えしておりません。予め、ご了承の上、お申込みください。受講をご希望の方には大変ご不便をおかけしております。誠に申し訳ございません。

<専門的知識判定試験について>

Q 8 : この研修を受講すれば、試験を受けられるのでしょうか？

A 8 : 受講するだけでなく、当校の所定の修了要件を満たす必要があります。研修を修了した方だけが当該試験を受験することができます。

Q 9 : 試験の結果はどのようにお知らせいただけますか？

A 9 : 試験終了後、採点及び合否の判定をして全員に合格・不合格の結果を郵送でお送りします。なお、合格者に送付する合格証書は経営革新等支援機関の認定申請の際に必要な書類ですので、大切に保管してください。

Q 10 : 不合格の場合に再度試験のみ受験することはできますか？

A 10 : 理論研修を修了された方で、専門的知識判定試験に不合格であった方は、中小企業大学校が実施する同試験を再度受験することができます。ただし、再度受験される場合は、受験料（5,000円）と修了証書が必要となります。

<その他>

Q 11 : 宿泊先は大学側で用意していただけるのですか？

A 11 : 宿泊先はお手数ですがご自分で確保してください。

関西校には宿泊施設はございません。ご宿泊の際は近隣のビジネスホテル等をご利用ください。

Q 12 : 受講決定後に急用等で受講できなくなった場合に、振替して受講することはできますか？

また、本人が受講できない場合、代わりに同じ機関に所属する他の者が受講することはできますか？

A 12 : お申込みいただいた研修コースの決められた日程以外では、受講できません。

また、お申込者本人以外は受講できません。

14. お問い合わせ先

中小企業大学校関西校

〒541-0052 大阪府大阪市中央区安土町2-3-13

大阪国際ビルディング17階

TEL：06-6530-0029

【周辺図】



■地下鉄をご利用の場合

①地下鉄堺筋線・中央線「堺筋本町」駅

出口(17番)徒歩2分

②地下鉄御堂筋線・中央線「本町」駅

出口(3番又は7番)徒歩5分

※駐車場はございませんので、公共交通機関をご利用ください。

以上